

ISP/ASPのフィルタリングの具体的対処方法

～ 青少年インターネット利用環境整備法の施行に向けて～

総務省総合通信基盤局

2008年11月27日

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。公布日(平成20年6月18日)から、1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

政府

インターネット青少年有害情報対策・
環境整備推進会議(内閣府)

会長: 内閣総理大臣
委員: 内閣官房長官、その他国務大臣

策定

基本計画

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
プロバイダ
パソコンメーカー

フィルタリング提供義務

フィルタリング開発・
提供事業者

開発の努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年

Who?

誰が？

How?

どうやって？

What?

何を？

携帯電話・PHS事業者の義務



法律

第十七条（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2（略）

第二条（定義）

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、**携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるもの**をいう。

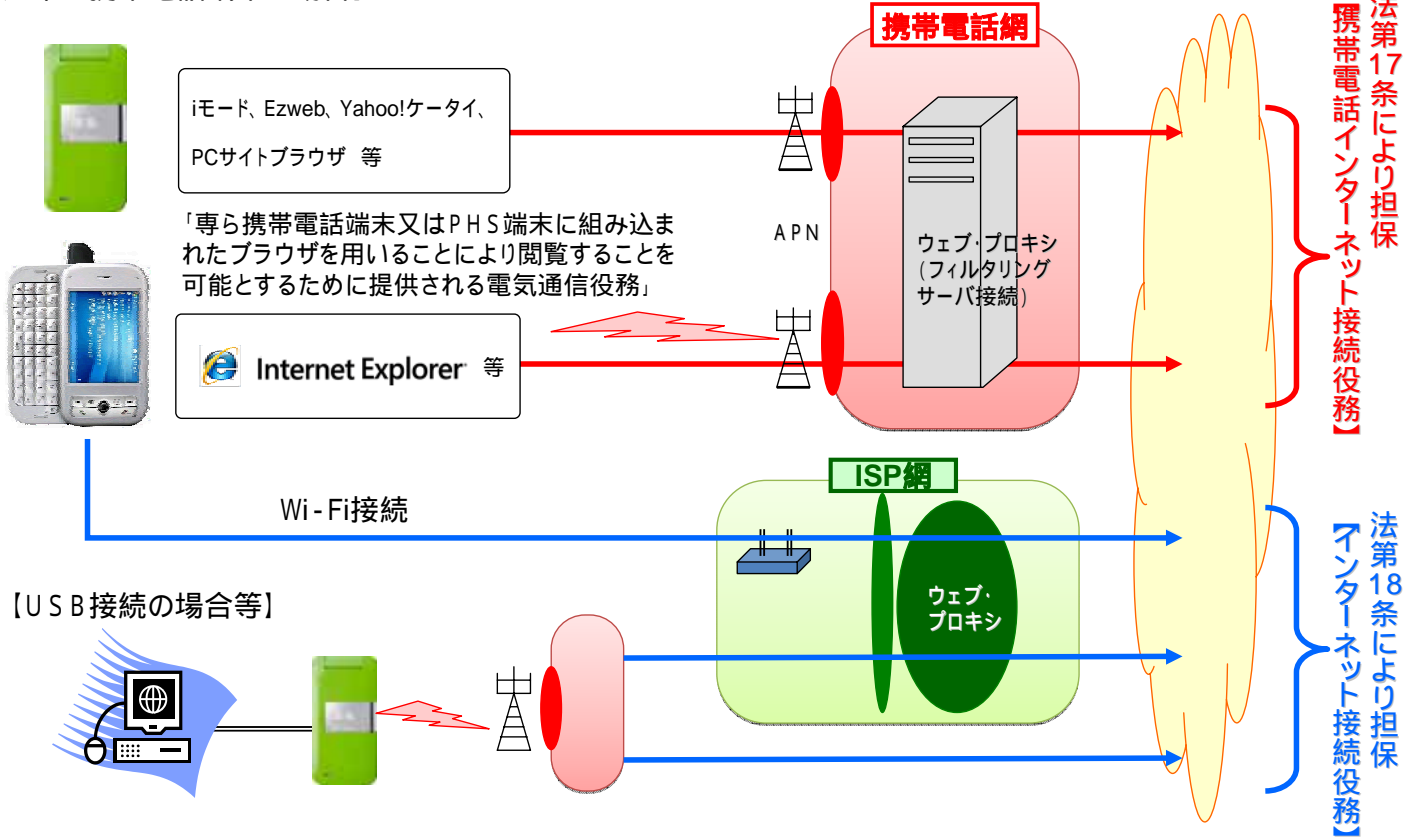
政令案

第一条（携帯電話インターネット接続役務）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第七項の政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報を、**専ら携帯電話端末又はPHS端末に組み込まれたブラウザ**（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。第三条において同じ。）**を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務**（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）とする。ただし、**法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。**

【通常の携帯電話端末の場合】

インターネット



ISPの義務

法律

第十八条 (インターネット接続役務提供事業者の義務)

インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

政令案

第二条 (青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合)

法第十八条ただし書の政令で定める場合は、インターネット接続役務提供事業者がインターネット接続役務を提供する契約を締結している者の数が五万を超えない場合とする。

➡ 5万契約以上のISPにより、ほとんどのインターネット利用者(ISP経由)をカバー

➡ 法審議時の国会答弁等を踏まえ、中小のISPの負担を軽減する必要

法 律

第十九条（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、**青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。**

政 令 案

第三条（青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合）

法第十九条ただし書の政令で定める場合は、同条に規定する機器に**あらかじめブラウザが組み込まれていない場合、青少年による当該機器の使用が十八歳以上の者に目視により監視される蓋然性が高いと認められる場合**として経済産業大臣が告示で定める場合、当該機器が**専ら事業のために使用されると認められる場合**又は経済産業大臣が告示で定める当該機器の種類ごとに、**同一の事業者の当該機器の前年度における販売数量（自ら製造した当該機器の販売数量に限る。）が一万台を超えない場合**とする。

➡ ルータ・LANカード、カーナビ・インターネット家電、自作PC 等を除外

Copyright(c)2008 Ministry of Internal Affairs and Communications. All Rights Reserved.

フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務

法 律

第二十条（青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務）

青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、**青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくする**とともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう**努めなければならない。**

- 一 **閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。**
- 二 **閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。**

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその**提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。**

Copyright(c)2008 Ministry of Internal Affairs and Communications. All Rights Reserved.

第三者機関（EMA）の認定リストの反映は、来年1～2月。
 18歳未満の既存契約者に関し、フィルタリング利用の意向確認を保護者に対し10月から行い、利用の意向が確認できた者からフィルタリングを順次設定。不要の申出がなかった者については、来年1月下旬以降、フィルタリングを設定。
 フィルタリングサービスの多様化は、ドコモが1月からカスタマイズ機能を提供開始。

	NTTドコモ	KDDI	SBM	ウィルコム
EMAリストの反映	1/9～(1)	2月～	1月末～	1月～
18歳未満の既存契約者の保護者に対する意思確認	10月～	10月～	10月～	10月～
	1月下旬～	2月～	2月～	(2)
フィルタリングサービスの多様化	1/9 サイト及びカテゴリの取捨選択	(時期未定) サイト及びカテゴリの取捨選択	(時期未定) 年齢等に応じたブックリスト	検討中

1 既存の利用者については2月下旬から順次反映。なお、希望者はショップ等での申込みにより、1/9～反映可能。
 2 ウィルコムは、フィルタリングの設定には端末での操作が必要なため、利用の意思確認を実施

特定サーバー管理者の努力義務

法律

第二十一条（青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務）

特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

第二十二条（青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備）

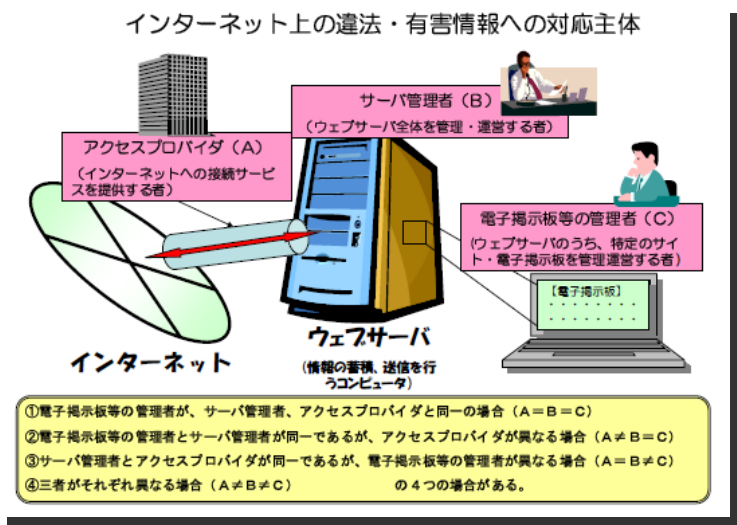
特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

第二十三条（青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存）

特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第二条（定義）

11 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。



「特定サーバー管理者」の提供サービス例

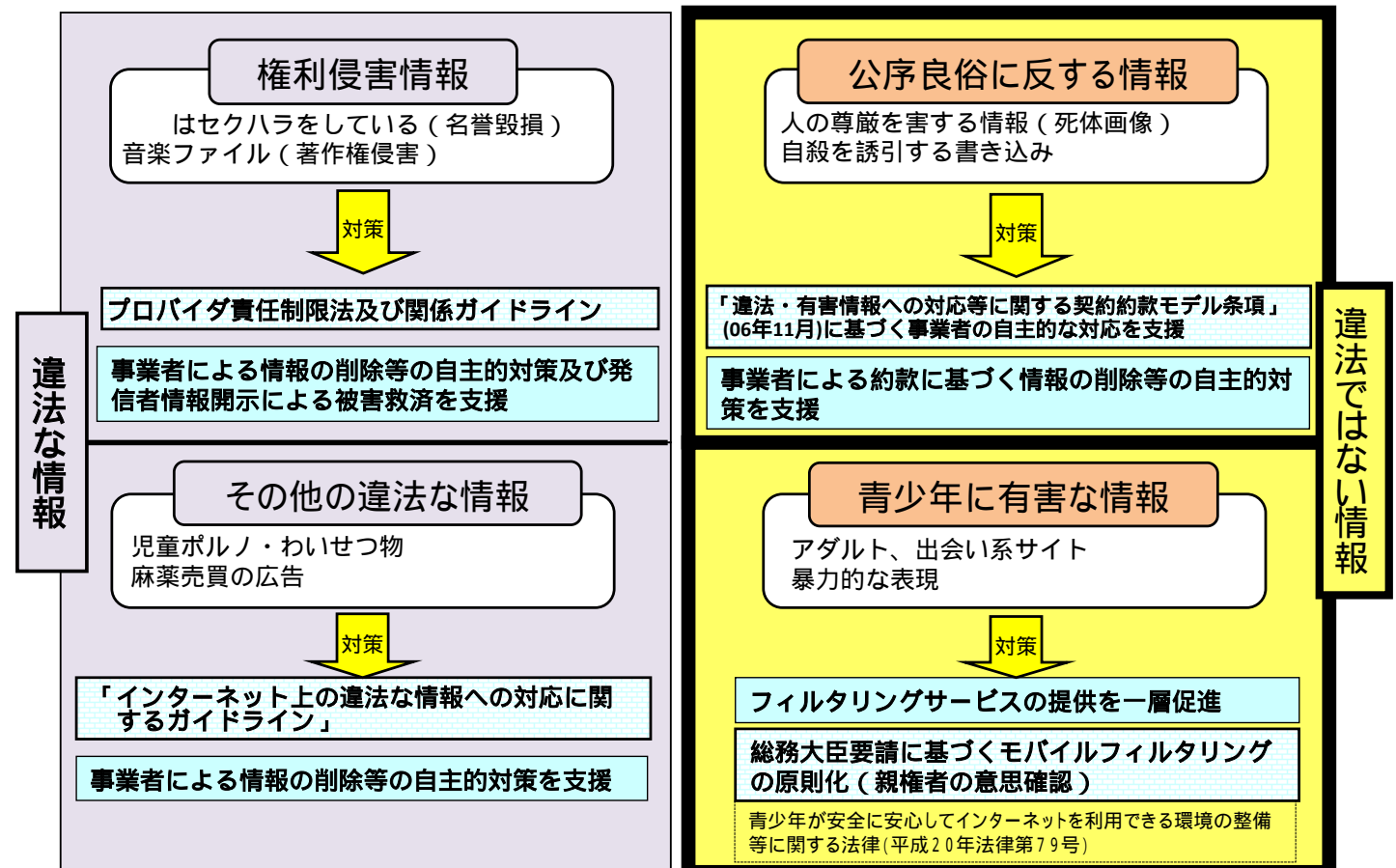
- ホスティング(レンタルサーバ)
- ウェブホスティング
- 電子掲示板の管理・運営 等

「青少年閲覧防止措置」の例

- 情報の削除
- 会員制サイトへの移行
- フィルタリングソフトとの連動 等

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」
最終報告書(平成18年8月)より抜粋

インターネット上の違法・有害情報の4類型



「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

第2条(定義)

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報であって**青少年の健全な成長を著しく阻害するもの**をいう。

4 前項の青少年有害情報を**例示**すると、次のとおりである。

一 **犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報**

二 **人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報**

三 **殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報**

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

(1) 禁止行為 (下線部は追加予定箇所)

著作権・商標権・財産・プライバシー・肖像権等を侵害する(おそれのある)行為
 他者を不当に差別・誹謗中傷・侮辱し、差別を助長し、名誉・信用を毀損する行為
 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春等の犯罪に結びつく(おそれの高い)行為
 わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為
 ネズミ講を開設・勧誘する行為
 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、参加を勧誘する行為
 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し、又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為
人の殺害現場の画像、動物を虐待する画像、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報等の残虐な情報を掲載し、又は不特定多数の者に対して送信する行為
人を自殺に誘引又は勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する等の行為
犯罪や違法行為に結びつく情報、他人を不当に誹謗中傷・侮辱し、プライバシーを侵害する情報を、不特定者に掲載等させることを助長する行為 等

(2) 情報等の削除等(警告、削除要求、削除等)

契約者によるサービスの利用が(1)各号に該当する場合、当該情報の削除要求・削除等の対応。

(3) 利用の停止

(4) 解約 等



Questions?

k.ouchi@soumu.go.jp

【青少年ネット利用環境整備法の担当府省】

内閣府 政策統括官（共生社会担当）
インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進準備室

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局情報経済課